

企画競争説明書

業務名称：チュニジア国漁業資源管理機材整備計画準備調査

案件番号：180466

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月5日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月5日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：チュニジア国漁業資源管理機材整備計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり
- (3) 適用される契約約款類型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間(予定)：2019年2月上旬～2020年1月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１８年１２月１２日（水）１２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１８年１２月１７日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１８年１２月２１日（金）１２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ５部

見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) TND = 39.661900 円 ✓
- b) US\$ 1 = 112.201000 円 ✓
- c) EUR 1 = 127.778000 円 ✓

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者/整備計画/運営維持管理
- b) 船体/艙装/機関設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.79 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月15日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

／（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：船舶建造計画・位置情報処理装置整備計画に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

○() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者/整備計画/運営維持管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：船舶整備及び運営維持管理に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：チュニジア 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又はフランス語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 船体/艙装/機関設計】

a) 類似業務の経験：船体艙装及び機関設計に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：チュニジア 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又はフランス語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

／(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

チュニジア国漁業資源管理機材整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00) -	
(1) 類似業務の経験	6.00 -	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00 ✓	
2. 業務の実施方針等	(30.00) -	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00 -	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00 ✓	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00 ✓	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00 -	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00) -	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(40.00) -	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者/整備計画/運営維持管理	(40.00) ✓	(18.00) ✓
ア) 類似業務の経験	16.00 -	8.00 -
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00 -	2.00 -
ウ) 語学力	6.00 ✓	2.00 -
エ) 業務主任者等としての経験	8.00 -	4.00 -
オ) その他学位、資格等	6.00 ✓	2.00 -
②副業務主任者	(-)	(18.00) -
カ) 類似業務の経験	-	8.00 -
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00 -
ク) 語学力	-	2.00 -
ケ) 業務主任者等としての経験	-	4.00 -
コ) その他学位、資格等	-	2.00 -
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00) -
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00 -
(2) 業務従事者の経験・能力： 船体/艙装/機関設計	(20.00) -	
ア) 類似業務の経験	12.00 -	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00 -	
ウ) 語学力	2.00 -	
エ) その他学位、資格等	4.00 ✓	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00] -	

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

チュニジア国において水産業は動物タンパク質の供給源および、外貨獲得源として重要な役割を果たしており、約5.3万人が漁業で生計を立てている。主な漁業は集魚灯を用いた巻網漁業、底引きトロール漁業及び沿岸漁業（刺網・延縄・集魚灯を用いない小型巻網・タコツボ・かご漁等）である。近年のチュニジア国の年間漁業生産量は約10万トンで推移しており、中・南部海域で全体の約9割を占めている。

沿岸3県（スファックス、ガベス、メデニン）が面するガベス湾は、全国の6割強にあたる約3.3万人の漁民人口が存在し、沿岸漁業においては全国の3分の2相当の水揚げ量（約1.7万トン）を有している。また、ガベス湾は干潟や藻場などの浅海域が広がっており、地中海南部の沿岸水産資源にとって重要な産卵場、育成場となっている。

チュニジア政府は、水産開発国家戦略において①養殖開発、②小型浮魚の活用、③水産資源保全の為の適切な資源管理、④水産物の付加価値向上を優先課題として位置づけ、漁獲努力量と水産資源の均衡を試みている。

しかしながら近年、漁業の発展による水産資源の乱獲や違法操業のため、水産資源が減少し、チュニジア国の沿岸漁業生産量は1989年には約4.6万トンであったものが、2000年には2.6万トン程度まで低下した。過剰漁獲により操業採算性の低下した中型トロール船やその存在自体が違法である小型トロール（通称キス）は、本来操業が認められていない浅海域でも操業するため、海草を中心とする浅海生態系が破壊され水産資源への影響が懸念されている。

この課題に対して我が国は、技術協力「沿岸水産資源の持続的利用計画プロジェクト（2005～2010年）」によって漁民参加型アプローチを通じた沿岸水産資源の持続的利用を目指す活動実施を支援した。その結果、人工魚礁の沈設をはじめ、各種水産資源管理の取り組みがチュニジア国関係者のイニシアティブにより実施されていたが、域内全体の水産資源の保全に繋がる包括的な水産資源管理計画の策定までには至っていなかったため、我が国は、漁民及び政府その他関連機関との連携強化に配慮しつつ同地域全体の持続的な水産資源利用と管理を支援する技術協力「ガベス湾沿岸水産資源共同管理プロジェクト（2012～2016年）」によって南部ガベス湾沿いの3県において、①水産資源共同管理に関わる関係者の能力強化、②ベースライン調査等の情報に基づいた水産資源管理計画（案）の策定、③対象地域における沿岸水産資源管理計画の実行可能性の確認に資する活動を支援した。

しかし、違法操業は依然として存在し、チュニジア国の違法操業取締体制は、国家警備隊や海軍を中心として実施されているが、主任務が違法操業取締ではないために十分な成果をあげておらず、規制を遵守している漁船が被害を受け続けている。

このような背景の下、チュニジア政府は2014年6月に我が国へ資源管理指導船2隻（アルジェリア国境～Bordi Kelibia 灯台までの北部海域と Bordi Kelibia 灯台～Ras Kaupoudia 岬までの中部海域を対象の1隻、Ras Kaupoudia 岬～リビア国境までの南部海域を対象の1隻）、VMS発信機、情報処理装置（VMSサーバー・VMS端末）を内容とする無償資金協力「チュニジア国漁業資源管理機材整備計画」（以下、本事業という。）を要請した。この当初要請に対しJICAチュニジア事務所とチュニジア政府が協議を行い、2015年4月には要請からVMS発信機を削除し、要請は資源管理指導

船3隻（北部1隻・中部1隻・南部1隻）と情報処理装置（VMS サーバー・VMS 端末）に変更された。

2. 事業の概要

(1) 事業目標：

チュニジア海域において資源管理指導船及び位置情報処理装置を導入することにより、同海域における違法操業への指導の強化を図り、もって水産物の健全な再生産、及び同産業の持続的な発展に寄与するもの。

(2) 事業の成果：

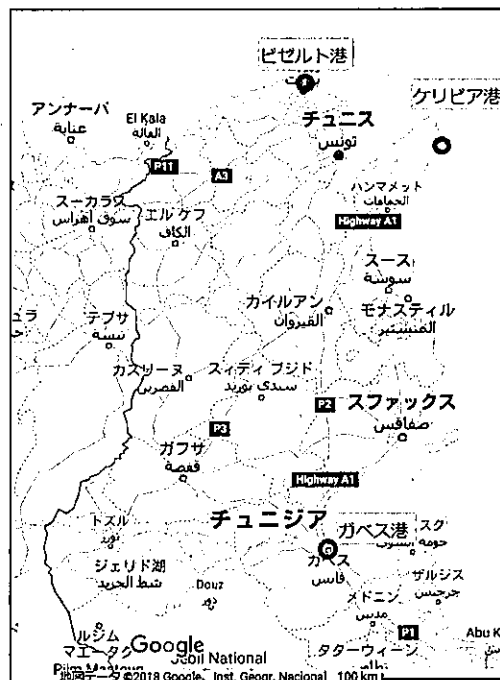
資源管理指導船と位置情報処理装置が整備される。

(3) 事業の概要：

- ①資源管理指導船（全長 24m、船速 25 ノット、航続距離 10 日間）（ビゼルト港（北部海域）、ケリビア港（中部海域）、ガベス港（南部海域）に 1 隻ずつ配備予定）（隻数・能力については、本調査にて確認する。）
- ②位置情報処理装置（VMS サーバー・VMS 端末）
- ③コンサルティングサービス：入札図書に係る設計、入札補助、設計監理

(4) 対象地域（サイト）：

チュニス市、ビゼルト港、ケリビア港、ガベス港



(5) 関係官庁・機関

実施機関：農業省漁業養殖総局（Ministère de l'Agriculture, Direction Générale des Pêche et de l'Aquaculture）

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、チュニジア政府から要請のあった本事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がチュニジア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査は、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（以下「現地調査」という）、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（以下「概略設計概要説明調査」という）の2回の渡航を予定している。

それぞれの調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

なお、本業務指示書に記載している事項以外にも必要と判断する調査項目があれば、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程でJICA 側関係者が出席する会議を開催し、随時十分 JICA と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 概略設計概要説明調査前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(3) 違法・無報告・無規制漁業及びその対応状況と要請の位置づけの検討

要請書の内容はVMS(衛星船位測定システム)発信機・位置情報処理装置・資源管理指導船2隻となっているが、その後の先方との協議により、VMS 発信機はチュニジア政府予算で対応する一方で指導船1隻の追加(合計3隻)への変更が提案され、同隻数については、協力準備調査で決定することとされている。

上記を踏まえ、同国の違法・無報告・無規制漁業(IUU 漁業)の実態と指導・監視・取締等の実施状況と制度枠組、現時点での問題点・課題・対策の必要性とその背景及

び今後の実施計画と予算計画ならびにその実施体制等を調査し、効果的・効率的かつ持続的な資源管理指導に必要な機材の整備計画（特に指導船の隻数）を検討する。

（４）資源管理指導船及び位置情報処理装置の調査

指導船に求められる能力（航海海域・航続距離・船速・機器等）及び係留場所、位置情報処理装置（VMS サーバー・端末）に求められる能力及び設置場所を確認する。

（５）事業内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

実施体制・実施枠組

国家警備隊や海軍による違法操業取締状況を確認し、農業省漁業養殖総局による違法操業対策と国家警備隊や海軍との実施区分を整理し、違法操業対策の実施体制を明らかにする。

VMS 発信機の船舶への設置義務・設置に関する法規等を確認し、違法操業対策の枠組を明らかにする。

運営・維持管理計画

チュニジア側の資源管理指導船及び位置情報処理装置の運営・維持管理計画（体制・人員配置計画を含む）とそれらを実施する上での予算計画等を確認し、その妥当性・実現可能性を分析する。

仕様の検討

チュニジア側の技術レベルや運営・維持管理の難易度等を十分考慮して仕様を検討する。機器については、その必要性・妥当性を、チュニジア側の将来運行計画を参照しつつ検証し、その仕様を検討する。また、チュニジアの所有・所有予定としている機器との整合性を可能な限り確保するよう留意する。

船舶建造計画

適切な船舶建造計画（調達・建造方法、建造上の留意点、調達監理計画、建造工程、輸送方法、工程等）を策定する。併せて、輸送（船舶輸出）に際して必要な諸手続きを確認する。

なお、建造計画の策定に当たっては、我が国造船会社の船台の空き状況を確認した上で、適切な建造計画を策定する。

係留施設

本事業で整備される資源管理指導船に必要な係留施設はチュニジア側が保有する既存施設を利用する予定である。浮棧橋や防舷材などの簡易な係留施設の新設や補修などが必要となる場合にも先方負担事項とすることを基本方針とする。

位置情報処理装置設置場所

本事業で設置される位置情報処理装置に必要な部屋はチュニジア側が保有する既存施設を利用する予定である。軽微な建物改修が必要となる場合にも先方負担事項と

することを基本方針とする。

コンサルティングサービス/ソフトコンポーネント

本事業で整備される資源管理指導船・位置情報処理装置の運営・維持管理に関する技術的支援について、先方の要望を確認した上で、無償資金協力の中で実施可能と判断される協力の内容、実施時期・方法を検討する。

(6) 環境社会配慮

本事業は JICA 環境社会配慮ガイドラインに掲げる「一般に影響をおよぼしやすいセクター」に該当せず、また、住民移転や土地収用は発生しないため、同ガイドラインに基づくカテゴリーCとしている。

(7) ジェンダー配慮

ジェンダーに関係する事項を把握し、要すれば設計に反映させることとする。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内作業、現地作業の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料（水産にかかる国家計画、漁業や違法操業にかかる統計資料、既存報告書・文献等）の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) チュニジアにおける海域毎の漁業と IUU 漁業の現状と課題を調査し、資源管理の位置づけ・重要性を確認する。
- 2) チュニジアにおける資源管理・漁業監視の現状（既存体制・既存機器情報含む）と課題・対策の必要性とその背景を調査し、資源管理指導船・位置情報処理装置の位置づけ・重要性を確認する。
- 3) チュニジアにおける水産に係る上位計画を確認する。
- 4) チュニジアの資源管理指導・漁業監視計画（要請の VMS サーバー・VMS 端末がカバーする予定の約 900 隻分の VMS 発信機の整備状況/整備計画と登録漁船数における整備率や VMS サーバー・端末設置場所を含む）を確認する。
- 5) 他ドナーの資源管理指導支援・漁業監視支援状況を確認する。

(4) 船舶整備計画・位置情報処理装置の調査

- 1) チュニジア政府所有他船舶・他関連装置の能力・数量の現状を調査し、資源管理指導船・位置情報処理装置に求められる能力を確認する。
- 2) 船舶建造・位置情報処理システムに関する関連法規・規則を調査し、適切な資源管理指導船・位置情報処理装置を検討する。
- 3) 船舶建造・位置情報処理装置設置に関する各種必要許可等を確認する。
- 4) 廃船処理計画・方法を調査し、対象資源管理指導船の耐用年数後に適切に廃船される見込みを確認する。
- 5) 現地の船舶修理業者・船舶給油業者・位置情報処理装置業者を調査し、対象資源管理指導船・位置情報処理装置の仕様と運営・維持管理計画を検討する。

(5) 事業の実施体制の確認

実施機関である農業省漁業養殖総局の組織・権限・人員構成・技術力や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認し、ソフトコンポーネントの必要性が認められた場合はその内容を検討する。なお、本事業は、実施機関の新規人材雇用が必要なことも想定される為、その雇用計画（出向職員を得る場合は出向元機関の情報も含む）・予算確保状況等も確認する。

(6) サイト状況（自然条件等）調査

資源管理指導船・位置情報処理装置の配置が想定されるサイト/既存建物や海域について、係留施設状況、海象条件、情報処理装置設置場所等について調査・確認する。

(7) 事業内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

- 1) 計画・設計の基本方針
- 2) 基本計画（資源管理指導船・位置情報処理装置の基本的仕様）
- 3) 概略設計図
- 4) 施工計画
- 5) ソフトコンポーネント計画

(8) 相手国側負担事業の確認

以下の想定されるチュニジア側の負担事項を確認すると共に、以下の項目以外の先方負担事項がないか確認し、必要事項全ての実施手続き、スケジュール、責任機関、予算措置方法等について確認する。また、同負担事項を実施するために必要な経費を算出し、先方政府と概略設計概要説明時に協議議事録（M/M）にて合意する。

- 1) 免税措置
- 2) 政府負担事項に係る予算確保
- 3) カウンターパートの配置と経費負担
- 4) 完工後の維持管理・運営

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どの

ような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対してヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめる。

（9）事業の維持管理計画

資源管理指導船・位置情報処理装置の維持管理について、現地業者の技術力、要員、保有機材、修理工場／上架施設を確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の範囲の妥当性を検討し、実施体制・方法及び維持管理費・更新費用を積算する。

資機材・消耗品の調達方法について、現地調達のほか、他国（日本又は第三国）での調達を含めた調達先、信頼できる輸送手段、輸送ルート、価格（輸送費及び輸入経路を含む）、アフターサービス体制等について調査し、効率的な運用・維持管理を行うため「予防的保守体制：Preventive Maintenance Policy (PMP)」等の長寿命化計画を検討し、同計画に基づく予備品調達の検討を行う。

（10）事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの機材編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 設計については、入札に対応できる精度を確保する。

（11）協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

（12）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、

詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(13) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、①年間航海日数(日/年)、②違法操業目撃数の減少等が想定されるが、第一回現地調査時から十分考慮のうえ設定する。

(14) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(15) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をチュニジア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮(必要な場合)など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(16) 準備調査報告書等の作成

チュニジア政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版
- 7) 免税情報シート

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文3部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文10部
: 仏文10部 |
| (3) 第一回現地調査結果概要 | : 和文10部 |
| (4) 準備調査報告書(案) | : 和文10部
: 仏文10部 |
| (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 | : 和文2部 |
| (6) 機材仕様書 | : 和文2部 |

- (7) 概要資料
 (※完成予想図を含む。) : 仏文 2 部
 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
- (8) 準備調査報告書
 (※完成予想図を含む。) : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 1 枚
 : 仏文 (製本版) 16 部及び CD-R 3 枚
 : 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
- (10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版
- (11) 免税情報シート

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン (2010 年 6 月)」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画 (案)

2019年2月下旬より第一回現地調査を行い、その後、国内解析（積算審査に必要な期間含む）を行い、2019年11月上旬に第二回現地調査（概略設計概要説明・報告書案説明）を実施することを想定する。2020年1月中旬までに概要資料、準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目途：約17M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

- 1) 業務主任／整備計画／運営維持管理 (2号)
- 2) 船体／艀装／機関設計 (3号)
- 3) VMS 情報処理システム
- 4) 機材・調達計画／積算
- 5) 通訳 (仏語)

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳

本調査には通訳 (仏語) を必ず配置すること。ただし、経費は直接費のみとする。また、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 参考資料

(1) 閲覧資料

チュニジア国 沿岸水産資源の持続的利用計画プロジェクト事業完了報告書 [電子資料]

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000004902.html>

チュニジア共和国 ガベス湾沿岸水産資源共同管理プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024057.html>

チュニジア国 漁業調査船建造計画基本設計調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000040052.html>

(2) 配布資料

無償資金協力要請書

JICA 安全対策措置 (チュニジア共和国) (2018.4.2 改定)

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

(1) 第一回現地調査

- 1) 団員構成：総括

計画管理

2) 調査行程：全行程の内の約 10 日間

3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二回現地調査（概略設計概要説明・報告書案説明）

1) 団員構成：総括

計画管理

2) 調査行程：全行程 14 日間の内の約 7 日間

3) 目的：

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

調査内容のうち、現地再委託を想定している項目はないが、現地再委託を行う必要があるものについては、プロポーザルにて明確な理由と共に提案すること。

現地再委託に当たっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国無償資金協力として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2018年5月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任及び日本から参团する通訳団員は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(4) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA チュニジア事務所、在チュニジア日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、(特に地方にて調査を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し) 現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地調査中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(6) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

以上